

# 議題 1 放課後子ども総合プラン（案）について

7

## 総合的な放課後子ども対策の推進について

### 全ての子どもが放課後等を安全・安心に過ごし、多様な体験・活動ができる場所の計画的な整備

希望する全ての子ども達が放課後や学校休業日を安全・安心に過ごし、多様な体験・活動を行うことができる場所を確保するため、小学校において放課後児童クラブと放課後子ども教室を一体的あるいは連携して実施することを目指します。

#### ※放課後児童クラブと放課後子ども教室の連携のタイプ

一体型・・・放課後児童クラブと放課後子ども教室を、同一の小学校や隣接する公民館等の活動場所において実施しており、放課後子ども教室が実施する共通のプログラムに放課後児童クラブの児童が参加できるものをいいます。なお、放課後子ども教室を毎日開催する必要はありません。

連携型・・・放課後児童クラブと放課後子ども教室の少なくとも一方が小学校内等以外の場所にあつて、放課後子ども教室が実施する共通のプログラムに、放課後児童クラブの児童が参加することをいいます。

その他・・・同じ学校区にあるが、現在、連携していない、又はどちらか一方しか存在していないケースもあり、今後、関係者間の協議を行うなどして、将来的には一体型・連携型に発展していく場合です。

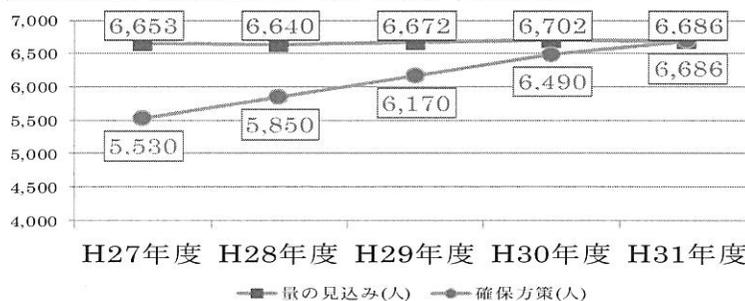
#### ① 放課後児童クラブの平成 31 年度に達成されるべき目標事業量

◎平成 31 年度までに達成されるべき目標事業量（平成 26 年度策定）は下表のとおりです。

計画年次	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
① 量の見込み（人）	6,653 人	6,640 人	6,672 人	6,702 人	6,686 人
② 確保の内容（人）	5,530 人	5,850 人	6,170 人	6,490 人	6,686 人
② - ①	△1,123 人	△ 790 人	△ 502 人	△ 212 人	0 人

※平成 27 年 4 月 1 日現在の登録児童数は 5,832 人で目標値を上回りました。（平成 29 年度に計画の見直し予定）

#### ◎利用児童数拡大に対応するための施設整備・確保（平成 27 年 4 月 1 日現在）



重要業績指標 (KPI)	基準値	最終目標値(H31)
施設確保が必要な児童クラブ数(1.65 m <sup>2</sup> /人)	49 施設(H27.4)	0施設

\*岡山市まち・ひと・しごと創生総合戦略(抜粋)

**② 一体型の放課後児童クラブ及び放課後子ども教室の平成 31 年度に達成されるべき目標事業量**

計画年次	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
一体型の目標事業量 (累計)	3 1 箇所	3 1 箇所	3 2 箇所	3 2 箇所	3 3 箇所
連携型の目標事業量 (累計)	2 箇所				
合 計	3 3 箇所	3 3 箇所	3 4 箇所	3 4 箇所	3 5 箇所

※平成 27 年 4 月 1 日現在の開設箇所数：33 箇所（一体型 29 箇所、連携型 1 箇所、その他 3 箇所）

**③ 放課後子ども教室の平成 31 年度までの整備計画**

計画年次	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
放課後子ども教室 (累計)	3 3 箇所	3 3 箇所	3 4 箇所	3 4 箇所	3 5 箇所

※平成 27 年 4 月 1 日現在の開設箇所数：33 箇所（一体型 29 箇所、連携型 1 箇所、その他 3 箇所）

**④ 放課後児童クラブ及び放課後子ども教室の一体的な、又は連携による実施に関する具体的な方策**

一体型又は連携型の事業実施については、放課後児童クラブの児童も含め、全ての児童が放課後子ども教室の同一の活動プログラムに参加できるようにする必要があります。

- ・共通プログラムの企画段階から、放課後児童クラブの支援員と放課後子ども教室のコーディネーターが連携してプログラムの内容・実施日等を検討できるように、小学校区ごとに定期的な打ち合わせの場所を設けます。
- ・実施をする際には、児童の安全面に充分配慮した人員配置やプログラムに努めます。

**⑤ 小学校の余裕教室等の放課後児童クラブ及び放課後子ども教室への活用に関する具体的な方策**

放課後子ども総合プランの必要性、意義等について各小学校を訪問し説明を行うとともに、関係者への研修等を行い、理解を促します。

**⑥ 放課後児童クラブ及び放課後子ども教室の実施に係る教育委員会と岡山っ子育成局の具体的な連携に関する方策**

放課後活動の実施にあたっての責任体制を文書化し、明確化することに努めます。

**⑦ 地域の実情に応じた放課後児童クラブの開所時間の延長に係る取組**

開所時間延長支援事業に係る国の補助が新設されたことから、本市においても国基準（18:30 を超えての開所）を満たす児童クラブに対し、放課後児童支援員等の処遇改善に取り組むとともに、平成 27 年度から財政支援の導入を取り入れました。

これにより、保護者ニーズがある児童クラブで開所時間延長支援事業を実施することを目指します。

# 「放課後子ども総合プラン」の全体像

## 趣旨・目的

- 共働き家庭等の「小1の壁」を打破するとともに、次代を担う人材を育成するため、全ての就学児童が放課後等を安全・安心に過ごし、多様な体験・活動を行うことができるよう、一体型を中心とした放課後児童クラブ及び放課後子供教室の計画的な整備等を進める

## 国全体の目標

- 平成31年度未までに
  - 放課後児童クラブについて、約30万人分を新たに整備
    - （約90万人⇒約120万人）
    - ・新規開設分の約80%を小学校内で実施
  - 全小学校区（約2万か所）で一体的に又は連携して実施し、うち1万か所以上を一体型で実施
    - （約600か所⇒1万か所以上）を指す
    - ※小学校外の既存の放課後児童クラブについても、二一スに及び、余裕教室等を活用
    - ※放課後子供教室の充実（約1万か所⇒約2万か所）

## 市町村及び都道府県の取組

- 国は「放課後子ども総合プラン」に基づき、次世代育成支援対策推進法に定める行動計画策定指針に記載
- 市町村及び都道府県は、行動計画策定指針に即し、市町村行動計画及び都道府県行動計画に、
  - ・平成31年度に達成されるべき一体型の目標事業量
  - ・小学校の余裕教室の活用に関する具体的な方策
 など記載し、計画的に整備
  - ※行動計画は、子ども・子育て支援事業計画と一体のものとして策定も可

## 市町村及び都道府県の体制等

- 市町村には「運営委員会」、都道府県には「推進委員会」、都道府県には「推進委員会」と福祉部局の連携を強化
- 「総合教育会議」を活用し、首長と教育委員会が、学級校舎の積極的な活用など、総合的な放課後対策の在り方について十分協議

## ○ 学校施設の活用に応じた責任体制の明確化

- ・実施主体である市町村教育委員会又は福祉部局等に管理運営の責任の所在を明確化
- ・事故が起きた場合の対応等の取決め等について協定を締結するなどの工夫が必要

## ○ 余裕教室の徹底活用等に向けた検討

- ・既に活用されている余裕教室を含め、運営委員会等において活用の可否を十分協議

## ○ 放課後等における学校施設の一時的な利用の促進

- ・学校の特別教室などを学校教育の目的には使用していない放課後の時間帯に活用するなど、一時的な利用を積極的に促進

## 一体型の放課後児童クラブ及び放課後子供教室の実施

### ○ 一体型の放課後児童クラブ及び放課後子供教室の考え方

- ・全ての児童の安全・安心な居場所を確保するため、同一の小中学校等で両事業を実施し、共働き家庭等の児童を含めた全ての児童が放課後子供教室の活動プログラムに参加できるもの
- ▶ 全ての児童と一緒に学習や体験活動を行うことができ、共通のプログラムの充実
- ▶ 活動プログラムの企画段階から両事業の従事者・参画者が連携して取り組むことが重要
- ▶ 実施に当たっては、特別な支援を必要とする児童や時に配慮を必要とする児童にも十分留意
- ▶ 放課後児童クラブについては、生活の場としての機能を十分に担保することが重要であるため、市町村が条例で定める基準を満たすことが必要

## 放課後児童クラブ及び放課後子供教室の連携による実施

### ○ 放課後児童クラブ及び放課後子供教室が小学校外で実施する場合も両事業を連携

- ・学校施設を活用してもなお地域に利用ニーズがある場合には、希望する幼稚園などの社会資源の活用も検討
- ・現に公民館、児童館等で実施している場合は、引き続き当該施設での実施は可能

※国は「放課後子ども総合プラン」に基づき市町村等の取組に対し、必要な財政的支援策を毎年度予算編成過程において検討



# 「放課後子ども総合プラン」概要

## 1 趣旨・目的

- 共働き家庭等の「小1の壁」を打破するとともに、次代を担う人材を育成するため、全ての就学児童が放課後等を安全・安心に過ごし、多様な体験・活動を行うことができるよう、一体型を中心とした放課後児童クラブ及び放課後子供教室の計画的な整備等を進める

## 2 国全体の目標

- 平成31年度未までに、以下を実施することを旨とする
  - ・ 放課後児童クラブについて、約30万人分を新たに整備
  - ・ 全小学校区（約2万か所）で放課後児童クラブと放課後子供教室を一体的に又は連携して実施し、うち1万か所以上を一体型で実施
- 新たに開設する放課後児童クラブの約80%を小学校内で実施することを旨とする  
※小学校外の既存の放課後児童クラブについても、ニーズに応じ、余裕教室等を活用

## 3 事業計画

- 国は「放課後子ども総合プラン」に基づく取組等について次世代育成支援対策推進法に定める行動計画策定指針に記載
- 市町村及び都道府県は、行動計画策定指針に即し、市町村行動計画及び都道府県行動計画に以下を盛り込む

(市町村)

- ・ 放課後児童クラブの平成31年度に達成されるべき目標事業量
- ・ 一体型の放課後児童クラブ及び放課後子供教室の平成31年度に達成されるべき目標事業量
- ・ 放課後子供教室の平成31年度までの整備計画
- ・ 放課後児童クラブ及び放課後子供教室の一体的な、又は連携による実施に関する具体的な方策
- ・ 小学校の余裕教室等の活用に関する具体的な方策
- ・ 教育委員会と福祉部局の具体的な連携に関する方策 等

※行動計画の策定に当たっては、子ども・子育て支援事業計画と一体のものととして策定することも可

(都道府県)

- ・ 地域の実情に応じた研修の実施方法、実施回数等（研修計画）
- ・ 教育委員会と福祉部局の具体的な連携に関する方策 等

## 4 市町村の体制、役割等

- 「運営委員会」を設置し、教育委員会と福祉部局が連携を深め、学校施設の使用計画・活用状況等について十分に協議を行うとともに、両者が責任を持つ仕組みとなるよう、適切な体制づくりに努める

## 5 都道府県の体制、役割等

- 管内・域内における放課後対策の総合的な在り方についての検討の場として「推進委員会」を設置
- 放課後児童支援員となるための研修のほか、両事業の従事者・参画者の資質向上等を図るため、合同の研修を開催